

空き家の リフォーム補助

対象

子育て世帯、
若者夫婦世帯



補助金

最大**40万円**

※事前申請が必要です



■補助金額

補助対象工事に係る費用の2分の1として、以下の区分に応じた額を限度とします。

居住誘導区域内の空き家をリフォームした場合 40万円

居住誘導区域以外の空き家をリフォームした場合 30万円

■申請タイプ

空き家取得後リフォーム型

空き家の取得後、市内業者と請負契約を締結し補助対象工事を行うタイプ

リフォーム済空き家購入型

買取再販事業者が補助対象工事を実施した空き家を売買により取得するタイプ

■補助対象者



【共通】

- 子育て世帯※1 または 若者夫婦世帯※2 で、自ら居住する方。
- 補助対象住宅へ、完了実績報告書提出後に2年以上継続して居住することを約束される方。
- 市税に滞納がない方。
- 暴力団員でない、もしくは、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない方。
- 国、地方公共団体から、同じ工事に対して補助金の交付を受けていない方。

【空き家取得後リフォーム型】

- 空き家の取得者等※3 又はその同一世帯者であり、これから補助対象工事の請負契約を締結しようとする方。
- 空き家を賃借した方の場合、リフォーム工事内容や原状回復義務の免除等について、当該住宅所有者全員の同意を得ている方。

【リフォーム済空き家購入型】

- 補助対象工事を実施した空き家の建物売買契約をこれから締結しようとする方。

※1 補助金の交付申請時点で、18歳未満の子ども、又は妊娠中の者がいる世帯の方。

※2 補助金の交付申請時点で、一方が39歳以下である夫婦を含む世帯の方。

※3 空き家の取得者等とは、空き家を売買、若しくは相続（3親等以内の親族間の生前贈与を含む。）により取得、又は賃借（3親等以内の親族間の賃借は含まない。）する方で、次のア～ウのいずれかの方。
ア 交付申請日前の12ヶ月以内に売買により取得した方（売買契約又は購入申込など書面による事前の手続きを行った方を含みます。）。
イ 相続により取得した方で、現にその住宅に居住していない又は交付申請日前の12ヶ月以内にその住宅に居住を開始した方。
ウ 交付申請日前の12ヶ月以内に賃借を行った方（賃貸借の契約又は入居申込など書面による事前の手続きを行った方を含みます。）

■補助対象住宅

- 一戸建ての住宅又は併用住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）であり、居室、台所、トイレ、浴室及び玄関があること。
- 売買、若しくは相続により取得、又は賃借する前に空き家であること。
- 以下のいずれかの要件を満たす住宅。
 - ① 昭和56年6月1日以降に工事着手した住宅
 - ② 耐震基準を満たした住宅（補助対象工事と併せて耐震改修を行うものを含む）



■対象となる「空き家」とは…

- 市内にある建築物で、居住その他の使用がなされていないもの
- 建設工事完了から1年を超えているもの
- 過去に人の居住の用に供したことがあるもの



■補助対象工事

●熊本市内の個人事業者、または熊本市内に本店もしくは支店、営業所等を有する法人事業者が請け負った、または、熊本市内の買取再販業者が行った以下の工事が対象です。

①エコ工事

②子育て対応改修工事 ※子育て対応改修はエコ工事を行った場合に限ります。

●補助対象工事については、国土交通省「子育てグリーン住宅支援事業」に予め「対象製品」として登録された型番に準じた製品を使用したものが対象となります。 →

※右記QRコード内の製品うち、エコ住宅設備の設置の「エネファーム」、バリアフリー改修の「衝撃緩和畳」、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置の「エアコン」は本事業の対象外となりますのでご注意ください



必須工事 エコ工事

※補助を利用するためには、以下のいずれかの「エコ工事」を必須工事として実施すること

エコ住宅設備の設置

高効率給湯器

エコキュート エコジョーズ
エコフィール ハイブリッド給湯器

従来の給湯器と比較して少ないエネルギーで効率よくお湯を作れる給湯器。

エコ住宅設備の設置

高断熱浴槽

浴槽を保温機能の高い断熱材で覆うことで、お湯が冷めにくい浴槽。

エコ住宅設備の設置

蓄電池

太陽光発電で創った電気や安い深夜電力を蓄えて使うことのできる蓄電システム。非常時の電源確保も可能。

エコ住宅設備の設置

太陽熱利用システム

太陽の熱を給湯や暖房に利用するシステム。

断熱改修工事

開口部の断熱改修

ガラス交換 外窓交換 内窓交換 ドア交換

改修後の開口部の熱貫流率および日射熱取得率が、一定の基準値以下となるよう行う次のいずれかに該当する断熱改修。

断熱改修工事

外壁、屋根、天井 又は床の断熱改修

外壁、屋根・天井または床（基礎断熱）の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材(省エネ基準レベル、ZEHレベル)を利用する断熱改修。

エコ住宅設備の設置

節水型トイレ

従来よりも少ない水量で洗浄できるトイレ。

エコ住宅設備の設置

節湯水栓

お湯を減らす機能を持った蛇口やシャワー。

追加工事 子育て対応改修

※「エコ工事」の補助額が上記の補助上限に満たない場合、その範囲内で追加工事として以下のいずれかの「子育て対応改修」を補助対象とすることが可能です（「子育て対応改修」としての補助上限額は、10万円かつ「エコ工事」の補助額以下の金額）

家事負担軽減設備の設置

浴室乾燥機

防犯性の向上に資する開口部の改修

外窓交換 ドア交換

生活騒音への配慮に資する開口部の改修

ガラス交換 外窓交換
内窓交換 ドア交換

家事負担軽減設備の設置

宅配ボックス

家事負担軽減設備の設置

掃除しやすいレンジフード

キッチンセットの交換を伴う対面化改修

対面型、アイランド型 キッチンへの改修

既存の壁付キッチンから対面型、アイランド型キッチンへの改修工事

家事負担軽減設備の設置

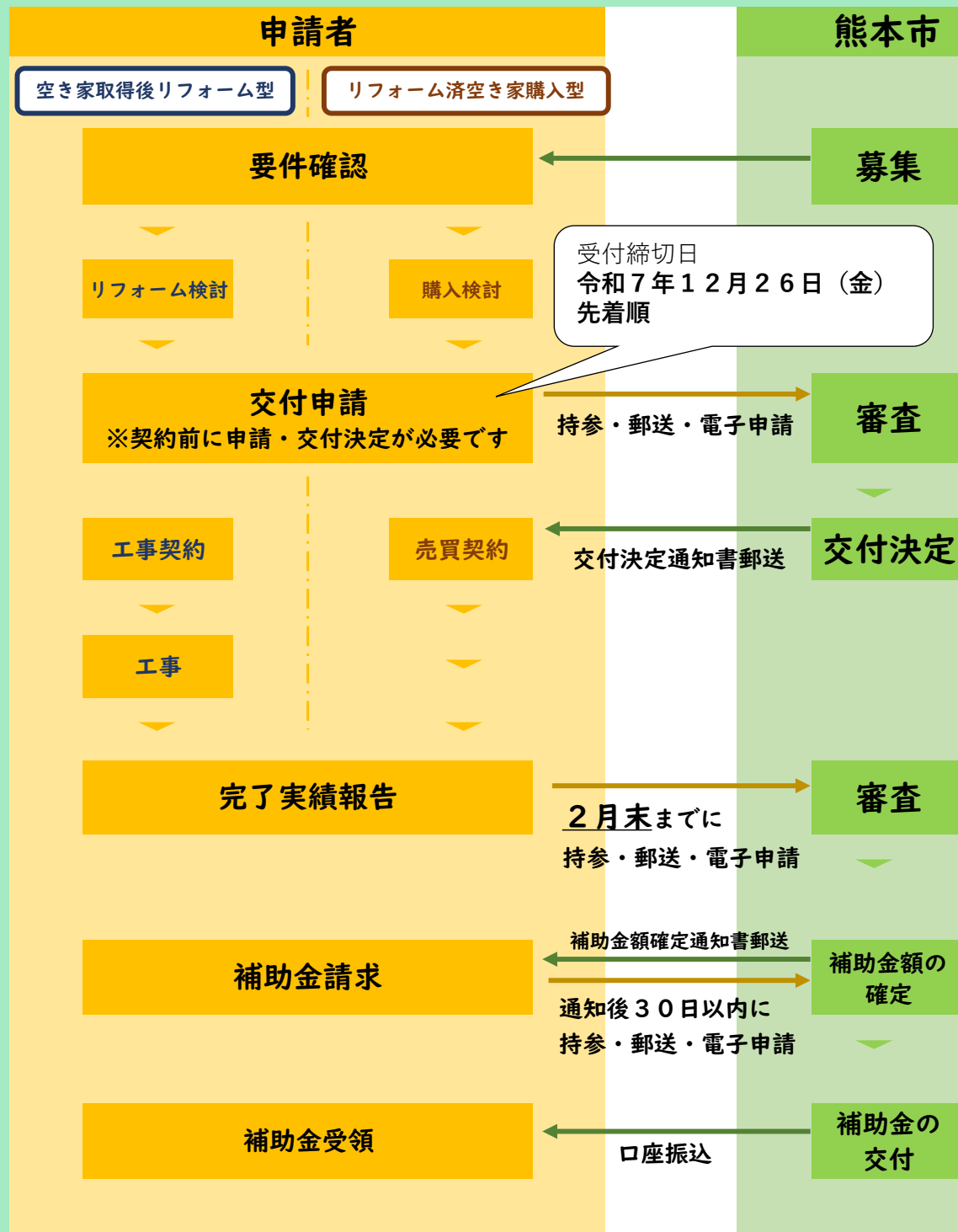
ビルトイン食器洗浄機

家事負担軽減設備の設置

ビルトイン自動調理 対応コンロ

■ 申請の流れ

市役所



■ 申請方法・マニュアル

詳しい申請マニュアルや各種様式や記載例につきましては、熊本市空家対策課HPをご参照ください。



■ 問い合わせ

熊本市役所 空家対策課 対策班（市役所9階）
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
電話番号 096-328-2514 FAX番号 096-359-6978

